

# 令和5年度 保険料減免早見表

## (1)所得減少 ※被保険者(擬主含まない)の合算所得で判定

前年所得からの減少率に応じて、8区分(減少率が30%以上40%未満:30%:A、同40%以上50%未満:40%:B、同50%以上60%未満:50%:C、同60%以上70%未満:60%:D、同70%以上80%未満:70%:E、同80%以上90%未満:80%:F、同90%以上100%未満:90%:G、同100%:100%:H)

## (2)拘禁の場合(P):免除

**注意 (1)・(2)の両方に該当するときは、減免割合(額)の大きいものを適用する。**

注:市独自減免(人的控除・市民税非課税及び準じる場合・公私の扶助を受けている場合)は、R3年度廃止

## 【政令軽減】

- ・7割軽減:43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円 以下
- ・5割軽減:43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+29万円×被保険者数 以下
- ・2割軽減:43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+53.5万円×被保険者数 以下

※給与所得者等とは、一定の給与所得(給与収入55万円超)と公的年金所得者(65歳未満の場合は年金収入が60万円超、65歳以上の場合は年金収入が110万円超)の者を指す。

※被保険者数には、国保から後期高齢に移行した者(特定同一世帯所属者)を含む。

被保険者数(擬主を除く)	2割軽減	5割軽減	
1人	96.5万円以下	72万円以下	※被保険者(擬主含む)の合算所得で判定
2人	150.0万円以下	101万円以下	
3人	203.5万円以下	130万円以下	
4人	257.0万円以下	159万円以下	※被保険者(擬主含む)に無申告者がいる時は、適用しない。
5人	310.5万円以下	188万円以下	
6人	364.0万円以下	217万円以下	
7人	417.5万円以下	246万円以下	

※給与所得者や年金所得者が2名以上いる場合、上記金額に10万円ずつ上乗せ(2名⇒+10万円 3名⇒+20万円)

※7割軽減:43万円以下(上乗せは上記どおり)

※年金所得(65歳以上)は▲15万円

※給与所得+年金所得(65歳以上)15万円以下は、給与所得に10万円(調整控除額)を上乗せし、軽減判定する。

## 【未就学児に係る均等割の減額について】(令和4年度～)

国保に加入している未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方)に係る均等割を1/2減額。

(令和5年度は、平成29年4月2日以降生まれ)

均等割について、既に政令軽減が適用される世帯については、政令軽減後の均等割の1/2を減額。

## 【倒産等による失業者軽減】詳細裏面:要届出

## 【経過措置(旧国保・旧扶養)】

◎国保に加入している世帯で、後期高齢医療に移行し、75歳未満の方が引き続き国保に加入している場合

- ・軽減の継続(恒常化)…世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減が受けることができる。
- ・世帯平等割(医療・支援)が半額(5年間)…国保被保者が単身になる時、世帯平等割が半額になる。5年経過後3年間は、世帯平等割が3/4になる。世帯平等割については、半額・3/4した後の額に2・5・7割軽減となる。

◎被用者保険から後期高齢医療に移行することにより、その被扶養者で65歳から74歳までの方が国保に加入する場合(要減免申請)

- ・所得割…免除(当分の間)
- ・(注)均等割…半額(2年間)
- ・(注)世帯平等割…国保被保険者が単身等のときは半額(2年間)
- (注)7割軽減・5割軽減は、旧扶養減免なし。7割軽減・5割軽減のまま。2割軽減の場合、残り3割が旧扶養減免となる。(合計5割軽減)

旧国保の死亡等の時  
世帯主:その月から減額解除  
世帯員:当該年度は減額継続

## 倒産等による失業者に対する国民健康保険料の軽減について

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や、“雇い止めなどによる離職”(特例理由離職者)の方は、届出により国民健康保険料が軽減されます。

### 〔対象者〕

雇用保険受給資格者証(又は雇用保険特例受給資格者証)の離職理由のコードが下記に該当する方(離職時年齢65歳未満)

(1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)

- 11.解雇
- 12.天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 21.雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 22.雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 31.事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 32.事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

(2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

- 23.期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
- 33.正当な理由のある自己都合退職
- 34.正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

◎ 今回の軽減制度の対象とならない受給資格者証についての注意事項

『雇用保険受給資格者証』の他に以下の受給資格者証がありますが、これをお持ちの方は軽減対象ではありませんので、確認の際に御留意ください。

『特例受給資格者証』

季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者  
<判別方法> 新様式:右上に「特」 旧様式:上部に橙色のライン

『高年齢受給資格者証』

65歳到達日以後に離職された方へ交付されています。  
<判別方法> 新様式:右上に「高」 旧様式:上部に緑色のライン

### 〔軽減額〕

前年の給与所得を30/100にして算定することにより軽減されます。また、政令軽減の所得判定や給付判定もその30/100した所得で行います。

### 〔軽減期間〕

離職の翌日から、離職の翌日の属する年度の翌年度末までの期間(国民健康保険加入期間)で、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### 国民健康保険料(税)軽減の対象期間について

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険料を算定。

### 高額療養費の所得区分の判定とその適用期間

高額療養費の所得区分の判定については、離職日の翌日において所得判定を行い、その翌月診療分から適用する。

### 〔届出持参物〕

- ・国民健康保険被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証(又は雇用保険特例受給資格者証)